

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第22回

「節税積立預金」を活用しましょう

今回は、節税として活用できる「節税積立預金」とは、経営セーフティ共済という共済制度のことです。

経営セーフティ共済の節税活用方法を紹介

この経営セーフティ共済の創設趣旨は、連鎖倒産防止が目的です。取引先が倒産してしまっ

もなる制度であることが、私が勝手に命名しました。

う、売上代金は回収できません。そんなイザという時に資金手当てをする制度なのです。

この共済は、毎月一定金額の掛金を支払い、取引先が倒産した場合は、最大で掛金総額の10倍の貸し付けを受けられ、これによって、当座資金の充

当を受けることで、連鎖倒産を防ぎましょうという制度です。

趣旨は連鎖倒産防止ですが、実は節税にも効果があるのです。法人、個人事業者を問わず、掛金は全額経費になります。そして、掛金の月数が40カ月以上になると、解約時の掛金が100%戻ってきます。つまり、経費に算入しつつ、外部に

積み立てをしているのと同じ効果です。掛金は月額5千円、20万円までの範囲(5千円単位)で自由に選択できます。年額にすると240万円です。たったの240万円と思いましたが、経営セーフティ共済を始めた初年度は460万円まで経費に

算入できる方法があります。それは、期首月に加し月払いで支払います。そして期末月に年払いに契約を変更するので、すると、11カ月と年払いの12カ月、つまり最大で23カ月分の460万円を支払うことになり、この460万円が経費に

なり。しかし、経費として経理すると利益額が減少してしまいます。そこで「保険積立金」として資産計上をします。すると利益額が減少しません。従って、決算書の格付けが下がる要因にはなりません。では、税金の計算上はどうするかというと、別

表という課税所得額の計算で「減算」します。これにより経営セーフティ共済掛金を経費処理した場合と同じ課税所得額になります。

金融機関が格付けをする決算書において、資産計上により利益額を減少させることなく、税金計算をするうえで、課税所得額の計算は減算処理ができることになりました。また、経営セーフティ共済の掛金上限は800万円です。この上限額の管理もできるのでさらに有用です。

掛金額を経費処理せずに課税所得計算で減算する処理は法的に認められていないので、これから活用するべきかと思いませんか？

決算書の表示の工夫

この経営セーフティ共済の掛金は「支払保険料」という科目で経費として経理している決算書を拝見します。たしかに経費なので間違いではありません。

将来、業績が悪化してしまったり、資金繰りが苦しくなったりした場合、掛金を5千円まで減額することが可能です。

経営セーフティ共済は、経営セーフティ共済は期末月に年払いをお勧めしています。業績

額を限度に借入もできません。積立は、解約金が100%となる40カ月まで続けることが大事です。ただし、解約金の取り扱いはご注意ください。支払ったときは経費になる代わりに、解約して受け取ったときは利益になります。

【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所、顧問先数500社超で税務調査省略率100%！従業員数26名、品川区西五反田7の22の17 TOCCビル11F(コロナ後を見据えて経営改善計画の作成も支援しています)03・3490・0327



ぜひホームページをご覧ください
www.hirata-kaikei.com/